

				最小 8.0m 最大 26.3m	171.9m	
--	--	--	--	---------------------------	--------	--

**滋賀県告示第19号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月14日から令和7年1月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月14日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
甲賀土山線	甲賀市甲賀町岩室字和田2099番1地先から 甲賀市甲賀町岩室字中野1222番2地先まで	令和7.1.14	L=161.8m

**滋賀県告示第20号**

令和7年4月1日から令和8年3月31までの間において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約(建設工事その他知事が別に定めるものに係る契約を除く。以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札または指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

なお、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に基づく競争入札参加資格を有している者は、この告示による特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和7年1月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 申請できる業種 物品の製造、販売および賃貸ならびに役務の提供

2 申請書類および配布時期

(1) 申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

ウ 都道府県税全てに未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

エ 消費税に未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

オ 法人にあっては財務諸表、個人にあっては所得税の確定申告書の写し

カ 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類またはその写し(許可、認可等を必要とする業種に限る。)

キ 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、営業所(または営業部署)情報登録表

ク 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状

ケ 役員等に関する調書

コ 希望営業種目選択表

サ 環境認証・その他の事項に関する調書

シ 社会保険等加入状況報告書

ス その他資格審査に当たって知事が特に必要と認めるもの

(2) 配布時期 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から正午までおよび13時から17時までとする。

- 3 申請書類の受付期間 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで(休日を除く。)の9時から正午までおよび13時から17時までとする。
- 4 申請書類の配布および受付場所 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- 5 申請書類の送付方法 受付場所への持参または郵送による送付および電子情報処理組織による送付
- 6 申請書類に使用する言語 日本語
- 7 入札に参加することができない者
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当する者
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれかに該当する者
- 8 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 売上高
- (2) 経営規模
- ア 自己資本
- イ 従業員数
- (3) 経営状況
- ア 流動比率
- イ 営業年数
- 9 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者は、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 10 資格の有効期限 資格を有すると認めた日から令和8年9月30日までとする。

## 公 告

### 滋賀県土地利用基本計画変更公告

滋賀県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき公表する。

なお、変更計画図(変更区域図)は、滋賀県総合企画部県民活動生活課、滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課甲賀総務経理係および滋賀県総務部総務事務・厚生課東近江総務経理係に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和7年1月14日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県土地利用基本計画を変更する区域 農業地域のうち甲賀市の一部

森林地域のうち栗東市、甲賀市、東近江市、竜王町の一部

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年1月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ベルロード複合商業施設 彦根市長曾根南町481-2番地、彦根市長曾根南町472-2番地、彦根市長曾根南町487番地ほか

#### 2 変更した事項

##### (1) 変更前

ア 大規模小売店舗の設置者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 代表取締役社長 八幡政浩ほか2者

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 代表取締役社長 八幡政浩ほか2者

##### (2) 変更後

ア 大規模小売店舗の設置者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パリヤ 彦根市長曾根南町472-2番地 代表取締役 大塚恵昭 高木ビル有限会社 彦根市長曾根南町487番地